

要望手続きについて【補足資料】(建築・補修) (※P1～2□□は「補助方針」、P3～8□□は「交付要望書作成の手引き」のページです)

項 目	注 意 事 項 の 抜 粋
	2021年度 補 助 方 針
<p>手続きの流れ</p>	<p>(P. 2) 3. 補助事業の手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望の手続きは、①と②となります。 ・ ④採否通知については、2021年3月下旬頃予定 → (P. 8) 16. 採否の通知 参照 <p>なお、2021年4月に事務手続説明会を実施する場合、交付決定通知は事務手続説明会でお渡しする予定です。</p> <p>→ (P. 8) 17. 補助事業事務手続説明会への出席 参照</p>
<p>4. 補助事業の 実施期間</p>	<p>(P. 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年4月1日以降に事業を開始し、2022年3月31日までに完了することが原則です。 ・ 補助金として支払対象となるのは、<u>補助実施期間 2021年4月以降に実施設計、入札、契約、実施した経費のみ</u>です。
<p>補助率と上限金額</p>	<p>(P. 4) 6. 補助事業の補助率と上限金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車(競技力の向上)、自転車・モーターサイクル、スポーツについては、補助率、上限金額が昨年度と異なっておりますのでご注意ください。 <p>※2 上限金額は、補助金額の上限となります。</p> <p>→施設の建築・補修においては、対象施設によって補助率、上限金額が異なります。</p> <p>→例)として、障害者グループホーム施設(補助金の<u>上限5,000万円</u>、補助率3/4)</p> <p style="padding-left: 40px;">補助対象経費総額 66,667,000円 × 3/4 = <u>50,000,000円</u> (補助金交付要望額)</p>
<p>同一事業</p>	<p>(P. 6) 8. 補助の対象外となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一事業において<u>国又は他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)</u>から補助を受けている場合は、補助の対象となりません。国は対象外ですが、市町村でしたら対象となります。 <p>→例)として、施設を2021年度に建築する際、その購入資金に国又は他の団体が含まれる場合は、同一事業に該当し補助要望はできません。</p>

<p>交付条件</p>	<p>(P. 8-9) 18～21. 交付条件の記載</p> <p>18. 補助事業である旨の表示</p> <p>19. 補助事業の実施内容及び成果の公表 →競輪・オートレースの補助事業であることの積極的な公表をお願いしております。</p> <p>20. 補助事業の評価 →アンケート、ヒアリング、補助事業の成果に関する追跡調査等にご協力いただく場合があります。</p> <p>21. 情報公開の実施 →ホームページでの公開を推奨しております。※必須事項ですので、必ずご確認ください。</p>
<p>補助の対象となる事業</p>	<p>(P. 14～17) 補助の対象となる事業についてはどのメニューでご要望されるかをご検討ください。 ・事業メニューに「施設の建築」、「施設の補修」とありますので対象となる事業を確認してください。</p>
<p>事業経費の基準</p>	<p>(P. 24～27) I. 施設の建築及び補修</p> <p>(1) 施設の建築(新築) →更地に新築が対象です。 増改築(新築の建物に渡り廊下等で既存の建物につなげる場合)、は対象とはなりません。</p> <p>(2) 施設の補修 →補修の対象事業は競輪とオートレースの補助事業により建てられた施設で15年以上経過している施設が対象です。 対象となる事業は(P. 27) 4. 施設の補修基準を参照ください。 他の団体(他の公営競技や宝くじ、その他民間助成団体)で建てられてた施設は対象とはなりません。 補助の対象とならない経費はP24 四角枠内下部参照 ※以下の経費は対象外となります。①～④をご確認ください。 例) ④付帯設備費のみの経費……防火シャッター等は対象とはなりません。</p>
<p>1. 建築基準単価 2. 付帯設備単価 (新築)</p>	<p>(P. 25)</p> <p>(注3)①実際の単価が単価表より低い場合は、その実際の単価によります。 実際の単価が上回る場合は単価表の基準単価となります。 ②基準単価に含める費用は設計管理費や給排水衛換気設備、電気・ガス等です。②を参照してください。</p>

I. 要望申請にあたっての注意事項

(P. 1)

- ・ 要望の流れは、1. 事業者登録 → 2. インターネット申請 → 3. 書類の郵送 それぞれ期限厳守です。
 1. 事業者登録・・・平成29年(2017年)度以降の補助事業において登録済の場合は不要です。
 2. インターネット申請・・・「2021年度版 交付要望 ネット手続きガイド」を参照してください。
 3. 書類の郵送・・・簡易書留で提出して下さい。(受理証明を発行しない為です)
- ・ 書類は全てA4片面印刷とし、設計図などA3版の書類はA4サイズに折り、書類の紛失防止のため2つ穴を空け、綴じ紐で綴じてください。

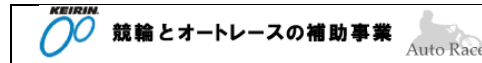
(6) 建築について

(P. 2)

- ①～⑤を参照ください。
- ・ ①要望できる施設は1施設です、②取得建物は所有権の保存登記をしてください。
- ③土地と建物は借入の担保に供してはなりません(福祉医療機構からの借入はその限りではない)
- ⑤スプリンクラー設置を推奨します。

【申請に必要な書類】

(P. 3)



- ①要望書類・・・「競輪とオートレースの補助事業」HPから下書きシートをダウンロードし、データを入力後、事業者フロントでアップロード⇒確定すると作成される書類です。⇒ (P. 16～20)
- ②関連書類・・・「○印」のある書類は必要な書類です。
- ③添付書類・・・紙ベースでのみ提出する書類です。
「反社会的勢力でないことの誓約書」と (P. 43) の添付書類一覧表は上記HPからダウンロードして確認してください。

II 要望書類の作成について

1. 下書きシート
(基本情報)

(P. 4～5)

- 下書きシートについて
HPよりダウンロード可能です。 ホーム⇒補助申請について「2021年度補助事業」の申請はこちらから
⇒②補助申請「下書きシート」ダウンロード⇒【機械・公益】2021年度 JKA 補助事業申請内容下書きシート (zip)
<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/shinsei/shinsei.html>

2. 下書きシート
(事前計画)

- ・下書きシートは「基本情報」と「事前計画」の2種類があります。
 - ・下書きシートは必ず **2021年度版** を使用して下さい。
- 下書きシート「基本情報」について
- 1 発翰番号・・・法人固有の番号、システムの初期値に「号」が入っているので、「号」の入力は不要です。
→「**2021年度版 交付要望 ネット手続きガイド**」 P99 のNo.48 を参照。
 - 17 以降の連絡先・・・実際に事務に携わる担当者の方(JKAからの問合せに対応できる方)の情報を入力してください。

(P. 6~7) 事業コードについて

- ・システムで基本情報を入力する際に必要です。「事業経費比較表」でもこのコードを使用します。
- ・(公益の増進)(社会福祉の増進)から選択⇒要望の事業に該当する事業名⇒種別に【建築】or【補修】のコードを選択
※ 事業コードを間違えると修正ができません。**全て最初から申請のやり直しが必要**となるのでご注意ください。

(P. 9)

- ・補助事業の審査はこの「事前計画」を基に行います。
- ・簡潔にわかりやすく、過不足なく情報を盛り込んでください。

(P. 10~13)

- 2 事業項目名・・・P6~7で選択した事業コードの補助事業名と同じにしてください。
- 3~4 事業形態・・・P14を参照し建築は「C」、補修は「D」を選択し該当する詳細コードを選択してください。
- 5 事業費総額・・・システムの都合上、入力不可。
- 6 補助対象経費総額・・・「事業経費比較表」P25. P27で該当する数字と一致していることを必ずご確認ください。
- 7 補助金交付要望額・・・ " (6と7は**千円単位**で記入してください)
- 8 種別・・・建築・補修は全て新規となりますので必ず(1)新規を選択してください。
- 9~22・・・**入力不要**ですが、14委託事業と17委託調査の有無は「無し」を選択してください。
- 23~29・・・**採択の審査に重要な項目**ですので、**簡潔で分かり易い内容を過不足なく記入して7ピルして下さい。**
- 27・・・事業内容は色のついている記入例のとおりに入力してください。
- 30 実施場所・・・建築・補修を実施する場所(実施場所の名称と住所の番地まで)を記載してください。
法人本部の住所ではありません。補修の方は施設名も記入してください。

3. インターネットによる申請でダウンロードできる申請書類

(P. 16~20)

- ・ 要望書類は事業者フロントから申請をして入力すると、こちらの見本のようにダウンロードできます。
- ・ 事前計画の49項目全てを入力し、下書きシートをアップロード(シートの送信)を行うとこちらの完成した書類がダウンロードできるようになります。表紙の※2は**登記された印**を押印してください

Ⅲ 関連書類の作成について

(P. 21)

ダウンロードフォーム

HPよりダウンロードして作成して下さい。

1. 事業者の概要

1. 事業者の概要(3)(収支決算・収支予算の概要)

- 法人の過去3年の決算書と2020年度の収支予算書から転記し作成して下さい。
- 法人格が社会福祉法人は正味財産の欄に、純資産の合計額を記入してください。
- 施設単位ではなく**法人全体**の決算書を記入してください。

2. 補助事業の概要
(事業の実施予定表)

(P. 22)

2021年4月から一年間の事業スケジュールを作成して下さい。

《施設の建築・補修》

2021年4月以前に実施している許認可申請や実施設計、農地転用許可申請、開発行為申請等は⇒矢印表記ができない為下記にあるように() カッコ書きで記入してください。

記入例にある項目は事業で必ず実施となりますので、漏れのないように記入してください。

・ 許認可申請、基本設計 (〇〇〇〇年〇月)
・ 実施設計
・ 建築確認申請
・ 入札・契約
・ 工事
・ 検査・引渡し

3. 補助事業の概要
(事業経費比較表)

(P. 25~27)

(全て税込みで作成して下さい)

入力手順は、P26に注意事項として記載されています。★**下線太字①~⑥の手順どおり**に作成して下さい。

番号どおりでない、**数式**が反映されません。

(注1)コードを選択すると「補助率」が自動的に表示されます。

4. 施設の建築・
補修を要望する場合
「添付書類一覧表」

(注2) 全て空欄にしてください。

(注8) 合計欄の (D) 列一番下『補助金交付要望額』と (F) 列一番下『補助対象経費総額』が、
P10のNO. 6、7の金額と一致しているか(逆になっていないか)必ず確認してください。
→P7のNo. 6、7の金額は訂正できません。

【②施設の**建築**の事業経費比較表作成(記入例)】について

(注4) 建築費の算出基礎 = (建築工事見積総額 - 付帯設備工事費) ÷ **延床面積** = 1㎡当たりの実単価
延床面積 = 実面積です。小数点第2位までを記入。

【③施設の**補修**の事業経費比較表作成(記入例)】について

★下線太字①～⑥の手順どおりに作成してください。番号どおりでないと、**数式**が反映されません。
設計管理費と補修工事費は分けて記入してください。

(P.43)

HPよりダウンロード可能です。ホーム⇒補助申請について「2021年度補助事業」の申請はこちらから
⇒③補助申請「関連書類・添付書類」ダウンロード⇒【公益】2021年度 施設の建築・補修 (zip)
<https://hojo.keirin-autorace.or.jp/shinsei/shinsei.html>

※要望書郵送の〆切日は2020年10/2 PM17:00までです。

添付の書類が整わない場合はいつ頃提出できるかを記入の上、揃っている書類を先に郵送ください。
但し審査までに届かない場合は書類の不備となります。

添付書類一覧表

添付書類番号	書 類 名
1	法人の履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内の 原本)
2	定款又は寄附行為
3	役員及び会員名簿
4	意見書(原本)[書式あり] ・「社会福祉の増進」事業で要望する場合は添付が必要です。・所轄庁にご記入いただきますようお願いいたします。 ・最終的に建物の認可をもらう所轄庁のものです。行政によって手続方法も異なる可能性がありますので確認をしてください。 ・当該法人の JKA 補助金にて要望しようとしている建築事業について記載ください。 ・要望書提出までに間に合わない場合は「意見書が発出され次第、速やかに提出する」旨の確約書を提出してください。

5	「障害者地域活動拠点施設」の補助金交付要望に係る提案書(原本)[書式あり]
6	法人認可書 ・法人設立時に所轄庁に認可され発行されたものです。NPOの場合は設立認証書です。
7	建築する土地の全部事項証明書(発行から3ヶ月以内の原本) ・寄付等で申請時まで土地の全部事項証明書と公図が間に合わない場合は、分筆前のものを提出し、その際該当箇所やいつ頃分筆後の全部事項証明書と公図を送付できるかなど詳細を記載してください。
	土地を使用する権利を証する書類 ・期間 10 年に満たない場合、要望の段階では現在の契約書の他にその後も契約更新する予定の確約書を添付してください。
	土地の全体面積の明示及び公図(当該敷地を赤で囲む)、地籍測量図等 ・公図とは法務局発行の「地図に準ずる図面」です。
	補助事業計画敷地に関する調書[書式あり] ・内容は設計士に記入をもらい記名押印し、法人も記名押印すること。
8	JKA補助金以外の裏付書類 ・自己負担金の裏付資金を証明するものです。 ・補助要望の申請段階では融資(予定)証明書が発行できない銀行があるが、借入申込書では銀行側が貸す意思(予定)があるかの状況は分からないため裏付け書類とは認められません。 ・福祉医療機構の融資を受ける場合の償還計画表は、機構との融資相談後のものを作成ください。(償還財源は法人で決めた財源を記入ください)
9	借入金に関する一覧表 ・法人全体の借入金です。建築する対象施設の借入金ではありません。現在までの借入金一覧表を作成してください。
10	建築工事見積書[書式あり] ・設計事務所は法人で選定できますが、交付決定後の設計監理者は工事請負業者(住宅メーカー含む)の設計部門であるものは認められません。 ・2の工事名は実際に建築される施設の種類や施設名です。決定していない場合は(仮称)としてください。 ・工事費内訳書の項目は増やさずに記入してください。
11	建物面積の内訳表[書式あり]
12	当該敷地の写真(全景、敷地境界、接道部等)
13	現況写真(建物全景、当該部) 補助標識が確認できるように写してください。
14	建築設計図(案内図、配置図、求積図(建物)、平面図、立面図、断面図) ・要望段階では事前見積り額での申請はできません。基本設計まで行う必要があります。(実施設計は交付決定後) ・断面図は2面で結構です。
15	補修設計図(特記仕様書、仕上表、配置図、現地調査図、数量表)

	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査図は現地において土地所有者立会のもと調査確認すること(現地がどうなっているか) ・数量表は塗装の面積㎡をまとめたものです。
16	付帯設備設計図(暖冷房等、合併処理、スプリンクラー、昇降機仕様) <ul style="list-style-type: none"> ・要望時現在の仮設計による工事見積書に基づき算出してください。 ・エレベーターの場合平面図に記載があったとしてもメーカーが出している仕様図面を提出してください。 ・付帯設備費を要望していない又は建築費だけで上限に達している場合であっても、建築する建物の概要を確認するため添付をお願いします。
17	合併処理設備の JIS A3302 による処理対象人員算定書
18	補助対象施設のJKA補助の実績〔書式あり〕 <ul style="list-style-type: none"> ・補修を要望する法人のみ提出してください。 ・補助金交付決定額とは交付決定を受けた金額です。補助金確定額とは事業完了後に調査を受け、補助金額の確定通知を受けた金額です。 ・補助金交付決定された当時の書類を紛失した場合は、帳簿等から可能な限りの項目を記入してください。
19	現状図(平面図、立面図、断面図、仕上表)
20	既存建物が建築基準法及び関連法に適合した建物であることが確認できる書類
21	建物の定期検査・報告制度による検査報告書(写)
22	建物の全部事項証明書(発行から3ヶ月以内の 原本) ・所有者の確認をします。
23	反社会的勢力でないことの誓約書〔書式あり〕 <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑は印鑑登録されているものをご使用下さい。 受諾手続の際にご提出いただく予定の「印鑑証明書」と同じ印鑑として下さい
	その他(本財団が提出を求めたもの) <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設を要望する場合は、建築予定に関する近隣住民、地元との協議状況または結果の記録を押印の上添付してください。P45 注 14
(P. 55～56)	V 補助事業の評価について
(P. 64)	vi 実施内容及び成果の公表について